

お知らせ



ご活用ください

## 高齢者みまもりサービス事業

在宅高齢者の自宅に通報機器を設置して、火災や急病、けがなどの緊急事態に対応し、日常生活を守ります。様々なトラブルに備え、ぜひ利用してください。

### サービス内容

#### ① 火災センサー・ガス漏れセンサー・ペンダント式通報装置の貸し出し

火災センサーとガス漏れセンサーが異常を感知すると、自動的にコールセンターに通報されます。その後、必要に応じて「駆けつけ員」が利用者の自宅を訪問し、安全を確認します。ペンダント式通報装置は、ボタンを押すと、前述の対応に加え、必要に応じ救急車を手配します。



#### ② コールセンター

365日24時間、看護師・保健師などが常駐しています。健康などに不安がある場合の相談にも応じます。※新型コロナウイルスの感染状況次第では、相談体制が取れないこともあります。

対象／在宅で生活している65歳以上の人

※電話回線によっては設置できない場合や、本人の費用負担・関係機関への手続が発生することがあります。

利用料／ひとり暮らし、または、ひとり暮らしに準ずる世帯は、1か月659円(住民税非課税世帯は無料)

★ひとり暮らしに準ずる世帯とは、65歳以上の人と、寝たきりや認知症の高齢者、重度障害者、または18歳未満の子のみで構成される世帯です。

※右記に該当しない高齢者を含む世帯は、1か月1309円。

※通信テストのため、毎日約10円が別途電話代としてかかります。

申込み／直接、高齢者支援課へ

※緊急連絡先となる人(3人)の登録が必要です。

が必要で

が

今年度は在宅高齢者実態調査を実施しません

毎年7月1日を基準日として実施している在宅高齢者実態調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は実施しません。

お知らせ



地震に備えて、家具の固定をしていますか？

## 家具固定器具を取り付けます

過去に発生した多くの地震では、家具などの転倒によって多くの人が犠牲になりました。このような被害を防ぐため、市では、高齢者や障害者の世帯を対象に、家具などの固定事業を実施します。

対象／自ら家具を固定することが困難で、左記のいずれかに該当する世帯

① 満65歳以上の人のみで構成された世帯

② 次の障害などがある人を含む世帯

・身体障害者手帳1・2級(内部障害は腎臓機能障害と呼吸機能障害のみ対象)の交付を受けている人

・療育手帳の交付を受けている人

・介護保険法による要介護3～5に認定されている人

固定対象物／たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビなどの大型家具や電化製品計4点まで

費用／取付作業の費用は無料。ただし、固定器具の代金は有料

申込み／申請書(各地区まちづくりセンターで配布・市ウェブサイトダウンロード可)に必要事項を記入し、対象②の該当者は手帳などの写しも添えて、直接、防災危機管理課、または各地区まちづくりセンターへ(受付は、土・日曜日、祝休日を除く、8時30分～17時15分)

### 取付けまでの流れ

① 申請書提出

② 決定通知の受け取り

※審査結果を3週間ほどで送ります。

③ 訪問調査の日程調整

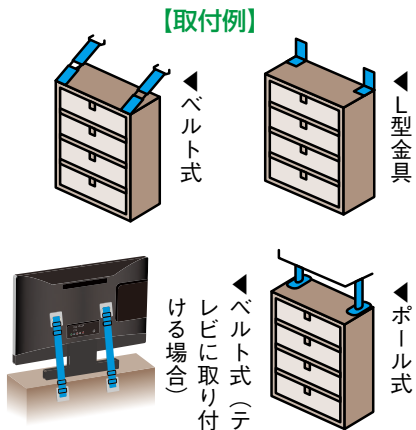
※市が派遣を委託するシルバー人材センターから電話連絡があります。

④ 訪問調査

※取付場所などを調査し、固定器具の選定と費用の見積りを行います。

⑤ 固定器具の取付け

⑥ 固定器具の代金支払い



【取付例】

▲L型金具

▲ベルト式

▲ポール式

▲ベルト式(テレビに取り付ける場合)

問合せ

高齢者支援課(市役所4階)

☎(55)2741 ☎(55)2620

✉ho-kourishien@div.city.fuji.shizuoka.jp

問合せ

防災危機管理課(消防防災庁舎3階)

☎(55)2715 ☎(51)2040

✉bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp

※事業の詳細や申請書は、下記二次元コーナーをご覧ください。

